

事業者の皆様へ

事業系ごみ

適正処理

ハンドブック

【菖蒲清掃センター版】



事業系ごみについて	P 1
事業系一般廃棄物の処理方法	P 1
事業系一般廃棄物として処理する主なもの	P 2
産業廃棄物として処理する主なもの	P 3
産業廃棄物と事業系一般廃棄物の区分	P 4
許可業者に収集運搬を委託する	P 7
自分で処理施設に運搬する	P 8
事業系ごみについてのQ & A	P 9
主な事業系ごみ分類一覧表	P 12
事業者の責務	P 18
多量排出事業者とは	P 19
食品廃棄物のリサイクル	P 19
搬入場所	P 20
お問合せ	裏面

事業系ごみについて

◆「事業系ごみ」とは事業活動に伴って生じたごみで、主に事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分類されます。事業活動とは、事務所、店舗、飲食店、学校、病院などの営利を目的とするものだけではなく、病院、社会福祉サービスやなどの公共サービスやNPO法人の非営利活動の事業も含みます。**事業系ごみは、事業者に処理責任があります。**

事業所から出るごみ

事業系一般廃棄物

産業廃棄物

事業系一般廃棄物の処理方法

◆事業系一般廃棄物は、事業者に処理責任がありますので、下記を参考に適正に処理をお願いします。

事業系一般廃棄物

分別はP2参照

許可業者に収集運搬を委託する

P7参照

自分で処理施設に運搬する

P8参照

事業系一般廃棄物は、家庭ごみの集積所に出せません。

産業廃棄物

法律に定められた20種類のごみ

分別はP3参照

衛生組合で処理できません

産業廃棄物に関する

お問合せ先

埼玉県東部環境管理事務所

0480（34）4011

事業系一般廃棄物として処理する主なもの

燃やせるごみ

食品の売れ残り、食べ残したもの、調理くずなど



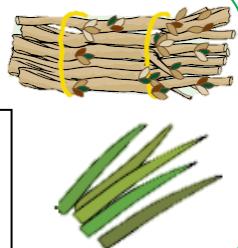
◆食料品製造業などの厨芥類は産業廃棄物です。

◆水切りの徹底や生ごみ処理機などを活用し減量に努めてください。

燃やせるごみ (落ち葉、草、枝木)

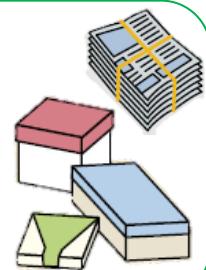
◆建設業や木製品の製造業に伴い発生した場合や木製パレットは産業廃棄物です。

◆枝木は、長さ60cm以下、太さ10cm以下で束ねてください。



紙類（新聞、雑誌・ざつがみ、段ボール、飲料用紙パック）

◆建設業、印刷出版業などから発生する紙くずは産業廃棄物です。



作業服、制服

作業着、ウエスなど



◆化学繊維製品は産業廃棄物です。

◆建設業、繊維工業などから発生する古布（繊維くず）は産業廃棄物です。

プラスチック製容器包装

弁当の容器、カップ麺の容器、ラップ類など



◆従業員等の個人消費に伴って生じたものに限ります。

上記以外は産業廃棄物です。

◆店舗に設置したごみ箱に来店客が捨てた物も産業廃棄物です。

空き缶、空きびん、ペットボトル

コーヒー缶、お茶のペットボトルなど



◆従業員等の個人消費に伴って生じたものに限ります。

上記以外は産業廃棄物です。

◆店舗に設置したごみ箱に来店客が捨てた物も産業廃棄物です。

産業廃棄物として処理する主なもの

あ

廃 プ ラ ス チ ッ ク 類

塗料かす、ビニール袋、農業用ビニール、発泡包装材、発泡トレイなど

◆飲食店等で来店客に提供したプラ容器、ペットボトルなど

◆店舗に設置したごみ箱に来店客が捨てた物も産業廃棄物です。



金 属 く ず

一斗缶、スプレー缶、ペンキ缶、金具、机、イス、ロッカーなど

◆飲食店等で来店客に提供した飲料缶やペンキ缶などの金属類

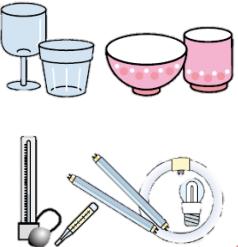
◆店舗に設置したごみ箱に来店客が捨てた物も産業廃棄物です。



ガラス・陶磁器くず

コップなどのガラス類、陶磁器類など

蛍光管、水銀体温計など



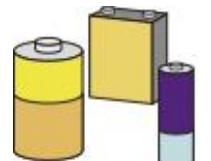
廃 油

食用油、ラード、エンジンオイルなど



電 池 類

乾電池、充電池など



複 合 物

テレビ、エアコン、冷蔵（凍）庫、洗濯機、衣類乾燥機)

パソコン、コピー機など



産業廃棄物と事業系一般廃棄物の区分

種類	具体的な対象物の例	主な排出事業所	区分	
			事業系 一 廃 棄物	産業 廃棄物
①燃えがら	木炭、重油、石炭がらなどの燃焼物の焼却灰、炉清掃排出物（すす）等	全事業所 (浴場、焼肉店、事務所等)		●
	産業廃棄物の木くずやカンナくず等を焼却した際の燃えがら、灰	建設業、製材業、木製品製造業等		●
②汚泥	工場排水処理や各種製造工程で生ずる泥状の物	全事業所 (工場、飲食店、旅館等)		●
③廃油	エンジン油などの鉱物性油、溶剤等	全事業所（ガソリンスタンド、塗装業等）		●
④廃酸	酸性の廃液を含むもので、写真定着液、アルコール発酵廃液等	全事業所（写真現像所、食品製造業等）		●
⑤廃アルカリ	アルカリ性の廃液を含むもので、写真現像液、自動車用不凍液等	全事業所		●
⑥廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成ゴムくず等 合成高分子化合物を含むもので、タイヤ、塗料かす、ビニール袋、農業用ビニール、発泡包装材、発泡トレイ等	全事業所		●
	飲食店等で来店客に提供したプラス容器、業務用のペットボトル等	飲食店、スーパー、百貨店、パチンコ店等		●
	従業員等の個人消費に伴って生ずる弁当等のプラ製容器包装、 プラ製品、ビニール袋、包装材、 発泡トレイ、ペットボトル等	会社事務所等	●	
⑦ゴムくず	天然ゴムくずであって、天然ゴム製手袋、天然ゴム製器具等	全事業所		●
⑧金属くず	鉄、ブリキ、トタン、銅線、アルミサッシ、番線、ボルト、金属なべ、金属缶等	全事業所		●
	従業員等の個人消費に伴って生ずる飲料缶等の金属容器、金属製品等	会社事務所等	●	
⑨ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	ガラス、陶磁器、ガラス繊維、モルタル、タイル、瓦、石膏ボード等	全事業所		●
	従業員等の個人消費に伴って生ずるガラスびん	会社事務所等	●	
⑩鉱さい	炉の残さい、不良鉱石、不良石炭、粉炭かす等	高炉による製鉄業、 製鋼・製鋼圧延業等		●

種類	具体的な対象物の例	主な排出事業所	区分	
			事業系 一 廃 廃棄物	産業 廃棄物
⑪がれき類	工作物の除去に伴い生じるものでコンクリートの破片、レンガの破片等	全事業所		●
⑫ばいじん	ばい煙発生施設等で発生し、集じん施設で集められたもの	ばい煙発生施設		●
⑬産業廃棄物を処分するために処理したもの	コンクリート固化物等	廃棄物処理施設等		●
⑭紙くず	建設業で発生する包装材、段ボール、壁紙等	建設業（工作物の新築、改築、除去に伴うもの）		●
	製紙、製本業で発生するパルプ、紙、紙加工品、板紙、書籍等	パルプ、紙製造業、紙加工品製造業、新聞業、製本業等		●
	新聞紙、雑誌、段ボール、事務用印刷紙、カタログ、梱包紙等	会社事務所、スーパー、飲食店等	●	
⑮木くず	型枠、足場材、建具工事等の残材、抜根・伐採材、木造解体材等	建設業（工作物の新築、改築、除去に伴うもの）		●
	残材、チップ、おがくず等	製材業、木製品製造業、パルプ製造業、家具製造業等		●
	木製机、テーブル、椅子、梱包材等	会社事務所、飲食店等 物品賃貸業に係る廃木製品	●	●
	木製電柱、木製電線ドラム等	電気工事業		●
	測量杭・測量ポール	測量業	●	
	街路樹せん定木、庭木せん定木	造園業、園芸サービス業	●	
	間伐材	育林業	●	
	木製とプラの椅子等一体物	全事業所		●
	木製パレット（パレットに固定された木製の構築物を含む）	全事業所		●
⑯繊維くず	廃ウェス、縄、ロープ類、畳等の天然繊維	建設業（工作物の新築、改築、除去に伴うもの）		●
	木綿くず、糸くず、羊毛くず等の天然繊維	製糸業、紡績業 繊維製品製造業	●	●
	合成繊維くずは廃プラスチック類	繊維製品製造業、製糸業、紡績業		●
	布製の衣類、布団、座布団等	百貨店、スーパー、寝具店等	●	

種類	具体的な対象物の例	主な排出事業所	区分	
			事業系 一 廃 廃棄物	産業 廃棄物
⑯動植物性 残さ (生ごみ)	食品製造過程で発生する魚・獸の骨、内蔵、あら、野菜くず、酒かす、麺くず、ハムくず、パンくず等	食料品製造業、パン・菓子製造業、めん類製造業、精穀・製粉業、豆腐製造業等		●
	賞味期限切れの製品	卸売市場、飲食店、スーパー、精肉店、小売店、ホテル等	●	
⑰動植物性 固形不要物	家畜の解体等により生ずる骨等の残さ	と畜場、食鳥処理場		●
	食肉の骨等の残さ	精肉店、飲食店、ホテル等	●	
⑱動物のふん尿	牛、馬、豚、鶏、ウサギ等及び毛皮獸等のふん尿	酪農業、肉用牛生産業、養豚業、養鶏業等		●
	ペット、動物園等のふん尿	ペットショップ、犬猫病院、動物園等	●	
⑲動物の死体	牛、馬、豚、鶏、ウサギ等及び毛皮獸等の死体	酪農業、肉用牛生産業、養豚業、養鶏業等		●
	ペット、動物園等の動物の死体	ペットショップ、犬猫病院、動物園等	●	

許可業者に収集運搬を委託する

一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧表（久喜市菖蒲地区）

令和2年4月1日現在

	業者名	電話番号	住所
1	（有）原田電気工事	0480-85-8466	久喜市菖蒲町三箇 805
2	（有）鴨田商事	0480-85-5049	久喜市菖蒲町菖蒲 55
3	株ブシュー	0480-85-3211	久喜市菖蒲町下栢間 2846-2
4	（公社）久喜市シルバー人材センター	0480-58-3677	久喜市鷺宮 6-1-6
5	株ワンステップサービス ※	048-764-3333	蓮田市馬込 5-45

※株ワンステップサービスは遺品整理業に伴う収集運搬に限ります。

許可業者一覧表の最新情報はホームページで確認してください。



自分で処理施設に運搬する



◆搬入先と受付日時等

搬入先	菖蒲清掃センター（久喜市菖蒲地区） ※久喜地区、栗橋地区、鷺宮地区、宮代町に所在する事業所の方は搬入できません。
住所	久喜市菖蒲町台2770-1
電話番号	0480-85-7027
搬入日時	月～金 午前8：45～11：30 午後1：00～ 4：00 ※祝日及び年末年始を除く
処理料金	10kgにつき220円（税込）
搬入手順	①車両にごみを積んだまま台貫（計量所）で計量 ②指示に従い清掃センター場内を移動し、ごみを降ろす ③再び台貫（計量所）で計量（重量差がごみの搬入量です） ④手数料（料金）の支払い
搬入できる ごみの種類 と出し方	種類：燃やせるごみ 出し方：45㍑までの透明袋・無色半透明袋
	種類：新聞、雑誌・ざつがみ、段ボール、飲料用紙パック、布・衣類 出し方：種類別にひもで十字に縛る
	種類：事務所の机、テーブル、イスなどの材質が木製のもの※ 出し方：300cm×100cmまで ※建設業、木製品製造業、家具製造業等は産業廃棄物になります。
	種類：プラスチック製容器包装※ 出し方：45㍑までの透明袋・無色半透明袋 ※従業員等の個人消費に伴って生じたものに限ります。 ※店舗等で来店客に提供したプラスチック製容器包装は産業廃棄物です。 ※店舗に設置したごみ箱に来店客が捨てた物も産業廃棄物です。
注意事項	種類：びん・缶・ペットボトル※ 出し方：45㍑までの透明袋・無色半透明袋 ※従業員等の個人消費に伴って生じたものに限ります。 ※店舗等で来店客に提供したびん・缶・ペットボトルは産業廃棄物です。 ※店舗に設置したごみ箱に来店客が捨てた物も産業廃棄物です。
	未分別の場合は、受入れできません。

事業系ごみについての Q&A

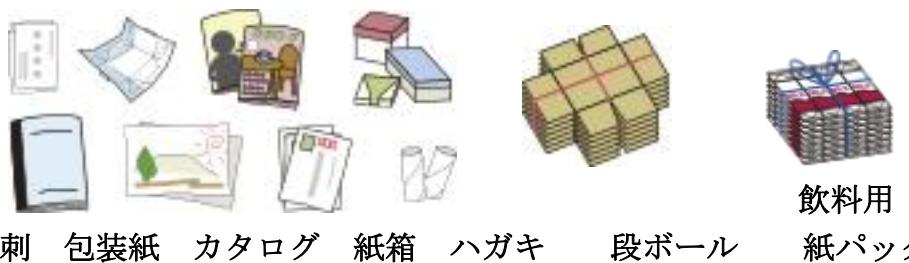
Q. メモ用紙や封筒などの小さい紙類は、燃やせるごみに入れてもよいですか？

A. 名刺より大きな紙類は、燃やせるごみに出せません。ひもでしばることができない小さな紙類については、封筒にまとめて入れてリサイクルをしてください。なお、シュレッダーされた紙類は燃やせるごみになります。

Q. リサイクルできない紙類はどのようなものですか？

A. 紙製品の中にはリサイクルできない「禁忌品（リサイクルできない紙類）」があります。「禁忌品」は、燃やせるごみで出してください。

リサイクルできる紙類の例



飲料用
紙パック

リサイクルできない紙類（禁忌品）の例



Q. 事業所と住宅が同じ建物の場合、家庭ごみと一緒に事業系ごみを出してよいですか？

A. 事業所と住宅が同じ建物であっても、必ず「家庭ごみ」と「事業所のごみ」を分けて出してください。事業所のごみは、家庭ごみ集積所に出すことはできません。衛生組合に自ら搬入するか衛生組合の許可する業者に委託してください。

Q. ごみは少量しか出ません。ごみの種類も家庭ごみと変わらないのでごみ集積所に出していいですか？

A. 事業系ごみは、量や種類に関わらず事業活動に伴って発生したごみです。少量であっても家庭ごみの集積所に出すことはできませんので、事業者自ら衛生組合に搬入するか、衛生組合が許可している収集運搬業者に委託し、適正に処理してください。

Q. 事業所から出る紙類や布類を地域の資源回収に出してもよいですか？

A. P T Aや子ども会などの団体が行う資源回収は、家庭から出た資源ごみが対象です。事業所から出る紙類は事業所の責任において、処理しなければならないため、衛生組合に搬入するか再生資源事業者に引き渡してください。

Q. 事業所で使用していたテレビはどのように処理すればよいですか？

A. 家庭用（業務用を除く）は、家電リサイクル法の対象になりますので、購入した販売店に依頼するなど適切に処理してください。

Q. 事業所で使用していたパソコンはどのように処理すればよいですか？

A. 資源有効利用促進法の対象になりますので、各メーカーにお問合せください。自作パソコン、製造業者名が不明なパソコンは「一般社団法人パソコン3R推進協会」にお問合せください。

Q. びん・缶・ペットボトルは処理できますか？

A. 従業員等の個人消費に伴った「びん・缶・ペットボトル」は受入れできますが、「飲食店などが来店客に提供した場合」や「店舗に設置したごみ箱に来店客が捨てた物」、「調理に使用したびん・缶・ペットボトル」は産業廃棄物で処理してください。

Q. 畳を処理することはできますか？

A. 建設業者のリフォームによる畳やプラスチックが使用されている畳は産業廃棄物になります。

Q. 木製パレットや木製の残材は処理できますか？

A. 木製パレットや建設業から排出された残材は、産業廃棄物で処理してください。

Q. 木製品に金属部品が付属していますが、取り外さなければならないですか？

A. 原則として、木製品に付属している金属部品は付属したままで構いません。なお、ご不明な場合は、各清掃センターまでお問合せください。

Q. 産業廃棄物の処理業者はどのように探せばよいですか？

A. 一般社団法人 埼玉県環境産業振興協会のホームページ (<http://saitama-sanpai.or.jp>) で探すことができます。

主な事業系ごみ分別一覧表

一廃

事業系一般廃棄物

産廃

産業廃棄物

家電リサイクル

P C リサイクル

一覧表に掲載もなく、分別区分がご不明な場合は衛生組合までお問合せください。

名 称		分 類	備 考
あ	空き缶	産 廃	飲食店等で来店客等に提供したもの
		一 廃	従業員等の個人消費に伴って生じたもの
空きびん		産 廃	飲食店等で来店客等に提供したもの
		一 廉	従業員等の個人消費に伴って生じたもの
	アクリル板	産 廃	
い	アルミサッシ	産 廃	
	アルミ箔	産 廃	
	衣装ケース	産 廃	
	イス (プラスチック製・金属製)	産 廃	
	イス (木製)	産 廃	[業種指定あり]
		一 廉	木製品製造事業者等から出る場合は産廃
う	一斗缶	産 廃	
	インク	産 廃	
	印刷機	産 廃	
	植木鉢	産 廃	
	ウエス (布)	産 廃	[業種指定あり]
		一 廉	建設業、製糸業、繊維製品製造業等は産廃
え	エアコン (家庭用)	家電リサイクル	
	エアコン (業務用)	産 廃	
	液晶テレビ (家庭用)	家電リサイクル	
	液晶テレビ (業務用)	産 廃	
	枝木	一 廉	長さ 60cm 以下、太さ 10cm 以下で束ねる
	塩化ビニル管	産 廃	
	延長コード	産 廃	
	エンジンオイル	産 廃	
お	オイル缶	産 廃	
	汚泥	産 廃	
	おむつ (使用済)	一 廉	
か	カーテン	産 廉	[業種指定あり]
		一 廉	建設業、製糸業、繊維製品製造業等は産廃
	カーペット (じゅうたん)	産 廉	[業種指定あり]
		一 廉	建設業、製糸業、繊維製品製造業等は産廃

名 称		分 類	備 考
か	カーボン紙	産 廃	
	化学繊維製品	産 廃	
	傘	産 廃	
	ガスレンジ	産 廃	
	カセットボンベ	産 廃	
	カタログ	一 廃	
	カップ麺のプラスチック容器	産 廃	飲食店等で来店客等に提供したもの
		一 廃	従業員等の個人消費に伴って生じたもの
	花びん	産 廃	
	壁材	産 廃	
	紙くず	産 廃	〔業種指定あり〕
		一 廃	パルプ、紙製造業、出版製本業等は産廃
	紙パック（飲料用紙パック）	一 廃	内側にアルミが付いたものは燃やせるごみ
	紙袋	一 廃	
	カメラ	産 廃	
	ガラス・ガラス製品	産 廃	
	瓦	産 廃	
	看板（金属製・プラスチック製）	産 廃	
	看板（木製）	一 廃	
	乾電池	産 廃	
き	木くず	産 廃	〔業種指定あり〕
		一 廃	建設業、木材木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材卸業、物品賃貸業は産廃
	キャビネット	産 廃	
	記録メディア（CD・DVD等）	産 廃	
	金庫	産 廃	
く	金属缶	産 廃	
	くつ（合皮・化学繊維）	産 廃	
	くつ（天然皮革・繊維）	一 廃	
	くぎ	産 廃	
	クリアファイル	産 廃	
け	軍手	一 廃	
	蛍光管	産 廃	
	結束バンド	産 廃	
こ	現像液	産 廃	
	小型家電製品	産 廃	
	工業薬品	産 廃	
	コピー機	産 廃	
	ゴム製品	産 廃	
	コンクリートブロック	産 廃	

名 称		分 類	備 考
こ	コンクリート片	産 廃	
	梱包材	産 廃	
さ	作業服（化学繊維製品）	産 廃	
	雑誌・雑がみ	一 廃	
し	CD・DVD・ビデオテープ	産 廃	
	自転車	産 廃	
	充電器	産 廃	
	シュレッダー紙	一 廉	
	照明器具	産 廃	
	食器	産 廃	
	新聞	一 廉	
す	スコップ	産 廃	
	ストーブ	産 廃	
	スプレー缶	産 廃	
	スポンジ	産 廃	
せ	石油類	産 廃	
	石膏ボード	産 廃	
	洗濯機	家電リサイクル	
	扇風機	産 廃	
そ	掃除機	産 廃	
	ソファー（木製品）	一 廉	
た	体温計	産 廃	
	台車	産 廃	
	タイヤ	産 廃	
	タイル	産 廃	
	タオル	一 廉	
	タオルウォーマー	産 廃	
畳		産 廃	〔業種指定あり〕 建設業、製糸業、紡績業等は産廃
		一 廉	
	タバコの吸い殻	一 廉	
段ボール		産 廃	〔業種指定あり〕 建設業（工作物の新築、改築、除去に伴うもの）は産廃
		一 廉	
ち	チラシ	一 廉	
つ	机（金属製・プラスチック製）	産 廃	
	机（木製）	産 廃	〔業種指定あり〕 建設業、木材木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材卸業・物品賃貸業は産廃
		一 廉	

名 称		分 類	備 考
て	デスクトップパソコン	P C リサイクル	(一社)パソコン3R推進協会にお問合せください
	デスクマット	産 廃	
	テレビ	家電リサイクル	
	電気コード	産 廃	
	電球	産 廃	
	電子レンジ	産 廃	
	電池	産 廃	
と	電話	産 廃	
	陶器・陶磁器	産 廃	
	銅線	産 廃	
	ドラム缶	産 廃	
	トレー	産 廃 一 廃	飲食店等で来店客等に提供したもの 従業員等の個人消費に伴って生じたもの
	塗料	産 廃	
	塗料缶	産 廃	
な	長靴	産 廃	
	生ごみ	産 廃 一 廉	[業種指定あり] 食料品製造業、パン・菓子製造業等は産廃
ね	ねじ	産 廃	
の	農薬	産 廃	
	ノート	一 廉	
	ノートパソコン	P C リサイクル	(一社)パソコン3R推進協会にお問合せください
	のこぎり	産 廃	
は	灰	産 廃	
	パイプ椅子	産 廃	
	ハガキ	一 廉	
	はしご(脚立)	産 廃	
	柱	産 廃	
	廃食油	産 廃	
	パソコン	P C リサイクル	(一社)パソコン3R推進協会にお問合せください
	発泡スチロール	産 廃	
	発泡トレイ	産 廃 一 廉	飲食店等で来店客等に提供したもの 従業員等の個人消費に伴って生じたもの
	バッテリー	産 廃	
	刃物類	産 廃	
	パレット(プラスチック製)	産 廃	
	パレット(木製)	産 廃	
	パンフレット	一 廉	

名 称		分 類	備 考
ひ	PPバンド	産 廃	
	ビデオカメラ	産 廃	
	ビニールホース	産 廉	
ふ	ファイル (紙製)	一 廃	
	ファイル (プラスチック製)	産 廉	
	フィルム (梱包用)	産 廉	
	封筒	一 廉	
布	布団	産 廉	[業種指定あり] 建設業、製糸業、繊維製品製造業等は産廃
		一 廉	
	ブラインド	産 廉	
	プリンター	産 廉	
古	古布	産 廉	[業種指定あり] 建設業、製糸業、繊維製品製造業等は産廃
		一 廉	
	ブルーシート	産 廉	
	ブロック	産 廉	
へ	ペットボトル	産 廉	飲食店等で来店客等に提供したもの
		一 廉	従業員等の個人消費に伴って生じたもの
ベ	ベッド (金属製)	産 廉	
	ベッド (木製)	産 廉	[業種指定あり] 建設業、木材木製品製造業、パルプ製造業、 輸入木材卸業、物品賃貸業は産廃
ベニ	ベニヤ板	産 廉	[業種指定あり] 建設業、木材木製品製造業、パルプ製造業、 輸入木材卸業、物品賃貸業は産廃
		一 廉	
ヘル	ヘルメット	産 廉	
	弁当・惣菜の容器	産 廉	飲食店等で来店客等に提供したもの
弁		一 廉	従業員等の個人消費に伴って生じたもの
ペンキ缶	産 廉		
ほ	包装材 (プラスチック製)	産 廉	
	包装紙	一 廉	
ポリ	ポリタンク	産 廉	
	ボールペン	産 廉	
は	ポリバケツ	産 廉	
	本	一 廉	
ま	マウスパッド	産 廉	
	マグネット	産 廉	
	マットレス	産 廉	
	マネキン	産 廉	
む	無線機	産 廉	
め	名刺	一 廉	

名 称		分 類	備 考
め	メモ用紙	一 廃	
	メガネ	産 廃	
も	燃えがら	産 廃	
	毛布	産 廉	[業種指定あり]
		一 廉	建設業、製糸業、繊維製品製造業等は産廃
も	物置	産 廃	
	物干し竿	産 廃	
や	やかん	産 廃	
よ	よしず	産 廃	
ら	ライター	産 廃	
	ラジカセ	産 廉	
	ラップ	産 廉	
り	リモコン	産 廉	
れ	冷蔵（凍）庫（家庭用）	家電リサイクル	
	冷蔵（凍）庫（業務用）	産 廉	
	レインコート	産 廉	
	レジスター	産 廉	
	レンガ	産 廉	
ろ	ロッカー	産 廉	
わ	わりばし	一 廉	

事業者の責務

事業系ごみは事業者に処理責任があります！！

廃棄物の処理及び清掃に関する法律〔廃棄物処理法〕

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動に生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

久喜宮代衛生組合廃棄物の処理及び再利用に関する条例

(事業者の責務)

第4条 事業者は、事業系廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進すること等により廃棄物の減量に努めるとともに、その廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、事業系廃棄物の減量及び適正な処理に関し、衛生組合の施策に協力しなければならない。

委託には基準があります（廃棄物処理法第12条）

廃棄物の処理を委託する場合は、許可を受けた業者に委託してください。事業系一般廃棄物と産業廃棄物では許可の内容が異なりますので、必ず許可種類を確認してください。

不法投棄は犯罪です（廃棄物処理法第25条）

廃棄物を不法投棄した場合は罰則が科せられます。委託した業者が不法投棄を行った場合でも排出した事業者の責任に問われる可能性もありますので、最終処分まで確認をしてください。

多量排出事業者とは

多量排出事業者とは、衛生組合の処理施設に月平均1.5t以上の事業系一般廃棄物を搬入している事業者が対象です。

前年度の搬入実績から年度ごとに決定します。

多量排出事業者には義務があります

多量排出事業者には、次のことが義務付けられています。

- ①事業系一般廃棄物の減量及び適切な処理に関する業務を担当する『事業系一般廃棄物管理責任者』の選任及び衛生組合への届出
- ②事業系一般廃棄物の減量、資源化及び適正な処理に関する計画の策定及び衛生組合への提出
- ③再利用の対象となる物及び事業系一般廃棄物の保管場所を当該建築物又は敷地内に設置するよう努めなければならない

食品廃棄物のリサイクル

食品廃棄物のリサイクルとは、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させることです。

食品リサイクル法では、食品製造工程から出る材料くずや売れ残った食品、食べ残しなどの「食品廃棄物」を減らし、資源として肥料や飼料などに利用するリサイクルを生産者や販売者に義務付けています。

食品廃棄物の発生抑制や再生利用に取り組むことで、廃棄処分を減らし“環境負荷の少ない循環型社会の構築”を目指しましょう。

食品製造業、食品卸売業、食品小売業、飲食店は「食品廃棄物の発生抑制」、「リサイクル」、「減量」の取り組みを進めていく責任があります。

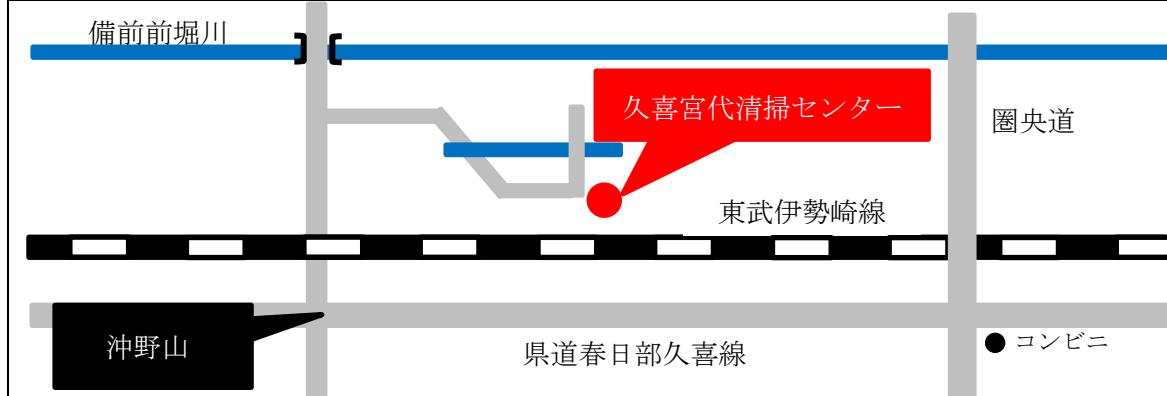


搬入場所

久喜市（久喜地区）、宮代町の事業所

久喜宮代清掃センター

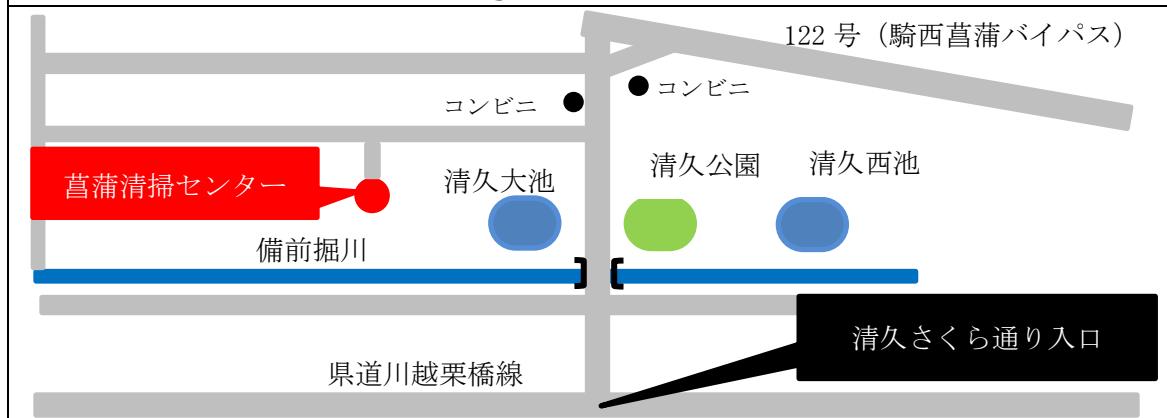
宮代町大字和戸1276-1 ☎ 0480-34-2042



久喜市（菖蒲地区）の事業所

菖蒲清掃センター

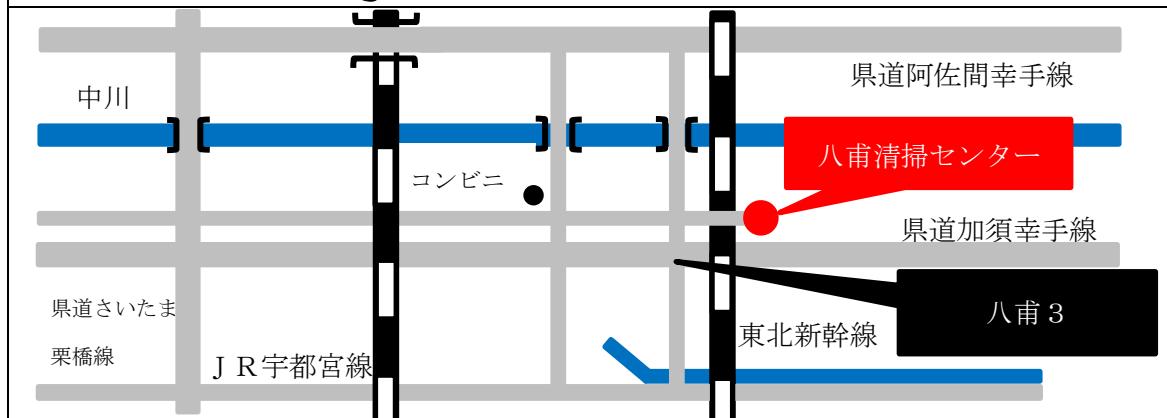
久喜市菖蒲町台2770-1 ☎ 0480-85-7027



久喜市（栗橋地区、鷺宮地区）の事業所

八甫清掃センター

久喜市八甫2525 ☎ 0480-58-1309



お問合せ



名 称	内 容	所在地・電話番号	対 象 地 域
久喜宮代衛生組合 久喜宮代清掃センター	事業系一般廃棄物についての相談	宮代町和戸 1276-1 0480-34-2042	久喜市久喜地区 宮代町
久喜宮代衛生組合 菖蒲清掃センター		久喜市菖蒲町台 2770-1 0480-85-7027	久喜市菖蒲地区
久喜宮代衛生組合 八甫清掃センター		久喜市八甫 2525 0480-58-1309	久喜市栗橋地区 久喜市鷺宮地区
埼玉県 東部環境管理事務所	産業廃棄物の処理に関すること	杉戸町清池 5-4-10 0480-34-4011	
一般社団法人 家電製品協会 家電リサイクル券センター	業務用を除くエアコン、テレビ、冷蔵庫(冷凍庫)、洗濯機(衣類乾燥機)の処理についての相談	0120-31-9640	
一般社団法人 パソコン3R推進協会	パソコンの処理についての相談	03-5282-7685	

発行・編集 久喜宮代衛生組合 業務課減量推進係

〒345-0836

埼玉県南埼玉郡宮代町大字和戸 1276-1

☎ 0480-34-2042 FAX 0480-32-5361

ホームページアドレス <http://www.crt-kuki.miyashiro.saitama.jp>

メールアドレス mail@crt-kuki.miyashiro.saitama.jp

